

〔問〕

昭和 47 年度 （ 問題 ）

次の A, B および C のいずれか一つを選んで解答せよ。

A. 4 問中 3 問選択

A-1. 下記の事例につき論評せよ。

甲は、Z 生命保険会社との間に昭和 37 年 5 月 16 日、自己を被保険者、甲の妻乙を死亡保険金受取人とし、保険金額を 500 万円とする 10 年満期養老保険契約を締結した。

その後甲は昭和 43 年 11 月 15 日乙と離婚し、昭和 44 年 6 月 5 日；甲が死亡した場合における保険金受取人を甲と乙との間に生れた子丙に変更した。

甲は昭和 45 年 2 月 4 日、丁と結婚したが、その後間もなく死亡保険金受取人を丙から丁に変更指定する旨の意志表示を丁に対してするとともに、丁に Z に対する保険証券裏書請求手続をするように指示した。

丁はこの手続を放置していたところ、昭和 45 年 7 月 1 日、甲が胃癌の疑いで国立病院に入院したこともあって、丁はそのころ Z から保険金受取人指定変更の手続に必要な保険証券裏書請求書用紙を取り寄せ、同年 7 月 22 日、23 日頃、甲の承諾のもとに同用紙の保険契約者と被保険者の欄に甲にかわって記名押印のうえ、同年 8 月 2 日、Z の Y 支社に対し甲名義の保険証券裏書請求書を提出することによって、保険金受取人丙の指定を撤回のうえ丁に変更するよう申し入れた。

この請求書は、同年 8 月 5 日午後 3 時頃 Z 本社に回送された後、さらに同月 6 日 Z 社の別館にある担当課の原簿課に回送された。

同課はこの裏書請求書を審査のうえ、同年 8 月 12 日にいたり、同年 8 月 6 日付で甲の請求どおり保険金受取人丙を丁に変更する旨の承認の裏書をした。

ところで甲は、Z が承認の裏書をした昭和 45 年 8 月 6 日の前日である 5 日午後 10 時に死亡した。

そこで丁は、Z に対し保険金支払の請求をしたが、Z 社はこれに応じなかった。

Z 社では、Z 社の保険約款によれば、保険金受取人の指定変更はその旨を保険者に通知し、保険証券に会社の承認の裏書を受けてからでなければ、会社に対してその効力を生じない旨定められているため請求に応じないのだと謂っている。

〔問〕

A-2. 保険業法第7条(兼営の禁止)について、立法上の主旨、解釈および同条に関する問題点について述べよ。

A-3. 生命保険会社における相互会社と株式会社の剰余金(利益金)分配の法令上の取扱いおよび問題点について述べよ。

A-4. 下記の語句につき簡単に説明せよ。

- (1) 募集文書図画
- (2) 団体定期保険における団体性
- (3) 適格退職年金に関する法人税
- (4) 告知受領権

B. 4問中3問選択

B-1. 信託受益権担保の貸出は、信託法第9条(受託者の信託の利益享受禁止)、信託法第22条(受託財産に対する権利取得の制限)に違反する、との疑いをもたれたことがあるが、これが違反にならないこととされた理論的根拠について記せ。

B-2. 下記の語句について説明せよ。

- (1) 金銭信託以外の金銭の信託
- (2) 信託管理人
- (3) 信託宣言
- (4) 元本補填・収益補足の特約
- (5) 法定信託

〔問〕

B-3. 年金制度について、退職給与引当金制度を適用して行なう場合と、適格退職年金信託として運営する場合の税法上の差異について比較して述べよ。

B-4. 厚生年金基金制度は厚生年金保険法の一部を代行する機能を有する制度とされているが、代行の機能をあらわしている点について次のおのおのに分けて、法令にもとづき説明せよ。

- (1) 年金給付
- (2) 掛金
- (3) 加入員の範囲
- (4) 基金の解散

C. 4問中3問選択

C-1. 保険業法並びに同法施行規則に定められている基礎書類（特に損害保険会社の場合）の内容とその意義について述べよ。

C-2. 責任保険の保険事故について、下記のうちから正しいと思うものを選び、その理由を簡単に説明せよ。

- (1) 約定した事実が発生したことである。
- (2) 約定した事実により、被保険者が第三者に対して財産的給付をなすべき法的責任を負担することである。
- (3) 約定した事実の発生に基づいて、第三者から請求を受けることである。
- (4) 被保険者が第三者に対して、賠償義務を履行したことである。

C-3. 損害保険会社は、損害保険事業以外の事業を営むことができるか。

（できるとすればその法的根拠、できないとすれば禁止せられる事業の範囲、禁止の理

〔問〕

由およびこれに関連して問題となる点があれば、それについても説明すること。）

- C-4. 損害保険料率算出団体法において、料率上の競争の余地が残されているが、その仕組みに関し、三つの点を挙げて説明せよ。

## 昭和47年度（解答）

### A-1

保険金受取入の指定変更権の性質は、商法676条、677条及びZ社約款により契約者の一方的意思表示によってその効果を生じうる形成権の一種と解することができ、この考え方は通説となっている。

従って、この権利の性質から、受取人の指定変更の効力要件は、契約者の一方的意思表示をもって足り、保険者や新、旧受取人の同意ないし承諾を必要としない。

商法677条は、保険者に対する変更の通知をもって保険者への対抗要件と定めているが、変更それ自体は保険者への通知を要せず、契約者の一方的意思表示によって効力を生じ、ただ通知を受けない保険者は指定変更の事実を否認して前受取人に支払えば免責されると解するのが通説である。

また、Z社約款では受取人の変更は、これを会社に通知し、保険証券に会社の承認裏書を受けてからでなければその効力を生じないと規定されているが、これは指定変更権を認める精神からして、変更行為につき会社の承認の裏書という会社の意思にかからせる方式を定めて、その効力要件を加重したものと解すべきではなく、保険会社の大量的な事務の明確化を期する上から、とくに約款をもって会社に対する対抗要件を商法677条の通知より加重し、証券上の裏書をもって会社に対する対抗要件とすることを定めたものと解すべきである。

こうすると、保険金受取人の指定変更の方式及び相手方については、商法及び約款上他に何らの規定もないから、指定変更の意思表示は別段の方式によることを要せず、且つ必ずしも保険者に対してのみこれをなすことを要するものではなく、前受取人又は新受取人に対してこれをなすことも許されると解すべきものである。

このようにみえてくると、契約者甲は、遅くとも昭和45年7月22、3日頃までに丁に対し、死亡保険金受取人を丙から丁に変更する旨の意思表示をしたものというべく、その結果丁は、その時に保険金受取入としての地位を取得し、丙はその時にその地位を喪失したものであるといえる。

次に指定変更の対抗要件について見ると、保険者に対する対抗要件としては、商法は保険者への通知を要求し、Z社約款は更に保険者による証券上の承認裏書を要求している。保険者以外の第三者とくに前受取人に対する対抗要件については商法も約款も何の定めもしていない。

そこで本件についての対抗要件を見てみると、丁への受取人の指定変更の通知は、民法92条

1項により原簿課への回送を待たず、遅くともY支社から本社に回送されてきた昭和45年8月5日午後3時には、保険者に到達したものと解される。仮りに承認裏書の事務処理をする職務権限を有する原簿課に回送されたときをもって通知の到達と解したとしても、表意者が通知を発した後に死亡しても、意思表示はそのためにその効力を失うものでないことは民法92条2項に定めるところであり、指定変更の通知の効力は、その後の甲の死亡によってその効力を妨げられないことは明らかである。また対抗要件の加重としての承認の裏書についても、必ずしも被保険者死亡前になされなければならないことはなく、死亡後であっても差支えないと解されている。

従って、丁は昭和45年8月12日におけるZ社の承認の裏書(昭和45年8月6日付)により、死亡時保険金受取人を丙から丁に変更するについての対抗要件を具備したものである。

以上によって、明らかなようにZ社は丁に対し保険金の支払の責を免がれないもので、Z社の処置は違法と言わざるを得ない。

## A-2

### 1. 立法上の主旨

同じ保険事業であっても、生命保険事業と損害保険事業とでは、それぞれの事業の性質上、両者にいちじるしい相違がみられる。すなわち、生命保険事業が負担する危険は、危険の発生が、詳細綿密な統計的基礎を有する死亡表に基づく比較的規則正しいものとして把握でき、また、その引き受けるべき危険の発生時期は不安定であるとしても必ず発生すべきものであるから事業としての浮動性が少ないのに対し、損害保険事業の負担する危険は、統計的に推定を加えた損害率に基づいたもので相対的に規則性に乏しく偶発的な大きな損害も考えられるなど、生命保険事業との比較において全く正反対の性質をもっている。したがって、両事業兼営した場合、損害保険において大損害が発生したような場合には、これによって、生じた欠損を生命保険の利益で補填するといったことになり、その結果、生命保険の加入者に不公平な結果をもたらすことになる。いずれにしても両事業の兼営は、加入者間の公平性を維持するに難点があるので、保険業法は、経営の健全性を維持することを目的として、本条において両事業の兼営を禁止した。

ところで、生命保険の再保険は責任保険として損害保険に属するものと思われるが、元受保険である生命保険と数理的基礎を同一にしており、生命保険会社が、これを営んでも、兼営禁止の精神に悖ることは考えられないので、生命保険会社においてこれを営むことができた。

## 2. 解 釈

本条は、同一の保険会社が、生命保険事業と損害保険事業を、兼営できないことを規定している。しかし、「生命保険事業」と「損害保険事業」とを分別する何らの法文上の規定もないため具体的な事業について、いずれの事業に属するか判別に困難のものもあり、本条の問題点となっている。（「3. 問題点」に詳述）

なお、再保険の法的性質は、責任保険の一種として損害保険に属することになるが、前述の主旨にとっとり元受保険が、生命保険である場合は、生命保険会社が、これを営みうるものとして

いる。

## 3. 問題点

保険業法は、生命保険事業と損害保険事業とを区分しているが、それぞれの事業についての定義規定を設けていない。

商法は、損害保険契約および生命保険契約の定義を設けているが、これととも、損害保険事業および生命保険事業の定義ではなく、また、仮りに商法を引用したとしても、私法規定である商法の解釈上の区分を直ちに保険業法における両事業の定義域としてもちこむことにも問題がある。したがって、法文上は、両事業を分別する何らの規定もないことになる。

このため、傷害保険、疾病保険の如く、いずれに属するか、不分明な保険が生ずることになり、本条との関連において、当該保険商品を発売したさい、いずれの事業においても、本条に抵触する可能性がなしとしない。

主務当局は、具体的な保険事業の判別にあたって、契約上の本質と行政上の配慮から分別するほかなしとし、一例として傷害保険については、損害保険事業の一として損害保険会社に行なわせるとともに生命保険契約上の傷害特約のもとに生命保険会社も営みうることとし分野の調整をはかっている。

いずれにしても商法、業法が生、損保事業の規定を現行のままにしておく限り、完全な解決ははかれないと思われるので、立法上の措置が望まれる。

### A-3

1. 生命保険会社の経営は、保険料の計算基礎となった死亡率、利率、事業費率などは予定通りに実現されるものではない。生命保険契約の長期性、保険金等支払の安全確保の要請など諸種の事情から一般に将来に対し控目な保守的立場をとるのが通常であるから毎事業年度末の決算において剰余金を生ずるのが普通である。

2. 相互会社は、保険を業とする中間者がなく保険を欲する者が直接に団結した組織であり、公共の利益を直接の目的とはしていないものであるから、剰余金は会社の構成員たる社員総体に帰属し、社員の総意に基いて処分されることになる。

株式会社は、営利を目的として保険事業を営むものであるから、利益金はすべて会社に帰属し株主の処分に委ねられるものであるが、生命保険会社の剰余金（利益金）は、相互会社たる株式会社たるを問わず、保険料計算基礎に控目な立場をとるがために生じたものであって、他の一般企業の利益金とはその性質を異にするところがあるから、わが国においては、株式会社も相互会社と同じように利益金の大部分を契約者に分配している。

3. 相互会社の剰余金は、相互会社の社員（契約者）の社員権に属するところであるから、会社の定款において定められている（業法第34条第7号）。それは、定款に剰余金の処分に関する条項をおき、通常「決算において剰余金を生じたときは、その100分の5を法定準備金として積み立て、残額の100分の90以上を社員配当準備金として積み立て、残余は社員総代会の決議によって役員賞与金、退職積立金、通常準備金、次年度繰越金その他にこれを処分する。」というが如きである。

剰余金の分配について、定款に別段の定めがないときは、各事業年度の終における社員に分配することになっている（業法第66条）。

生命保険会社が剰余金（利益金）の配当をする場合においては、各保険契約間の公平を期するため必要な準備金を積み立てることを要し（業法施行規則第32条第2項）、その計算については、保険料および責任準備金算出方法書により主務大臣の認可を受けることを要する（業法施行規則第13条第8号）。

積み立てられた配当準備金は、各保険契約に割り当て、契約者に分配することになるが、一定の公平な基準に基づくべきであって、その具体的方法については、主務大臣の認可を受けることを要する（業法施行規則第11条、第12条、第13条）。

4. 相互会社は、現在剰余金分配がない海外旅行保険を取り扱っているが相互組織それ自体からして不可解である。しかし、海外旅行保険の給付内容、保険期間が短いなどの理由から多額の剰余金が期待できないことで多分に行政の見地から主務大臣の認可がおりたのではないかと想像される。

剰余金は、社員に帰属する原則からして、将来、相互会社が無配当保険を取り扱う場合、剰余金処分に関する定款の一部変更が必要になると同時に、剰余金の発生源である保険料計算基礎の決定には特に重要になってくる。

A-4. (1)

1. 保険募集に使用されている文書図画については、現在かなり厳格に法的規制が加えられている。これは、不公正な文書図画等によって、契約者が誤解に陥ったり不測の損害を受けたりすることを防ぐとともに、生命保険契約の募集における公平な競争秩序を維持するためである。
2. わが国の保険監督法の中で募集文書図画について規定している法律は、「保険募集の取締に関する法律」（以下「募取法」という。）である。同法では、「募集文書図画」とは、新聞広告、印刷物、看板その他募集のため、または募集を容易ならしめるため使用される一切の文書図画を定義している（募取法第2条第5項）。

生命保険募集人が使用する募集文書図画には、これらの者が所属する保険会社の商号（もしくは名称）または保険募集人の氏名（もしくは商号、名称）のうちいずれかを記載することになっている（募取法第14条）。

募集文書図画の記載禁止事項については（募取法第15条）……

- (1) 保険会社の資産および負債に関する事項を記載する場合には、業法第82条第1項の規定により、大蔵大臣に提出した書類に記載された事項と異なる内容のものを記載してはならない。
- (2) 保険会社の将来における配当等の予想に関する事項を記載してはならない。ただし、通達によって過去の配当実績については、あらかじめ大蔵大臣の承認を得て記載することが許されている。
- (3) 放送、映画、演説等の場合にも同様に規制されている。

募集文書図画については、大蔵大臣の監督命令により、特定の募集文書図画をその使用前に審査、検閲したり、不正な募集文書図画の使用によって生じた事故に関する報告を求めることができる。

A-4. (2)

1. 団体定期保険は、個々の被保険者を原則的には医的診査をすることなく、個々の被保険者の告知によって被保険者を選択し、1つの集団として保険契約が成立するものである。従って、危険の分散を計り契約者間の公平を計らなければならない。そのため、団体定期保険の運営基準の通達によって規制され、公平な秩序を維持するものである。
2. 団体定期保険の団体性は次のとおりである。
  - (1) 団体は法人格とする。

- (2) 団体の性質から第1種から第4種まで分類する。
- (3) 被保険者の加入状況は全員加入か任意加入であるかを区別する。
- (4) 保険金額の決定方法が均一性であるか任意制であるかを区別する。
- (5) 保険金額の種類即ち組数を制限する。
- (6) 最高保険金額を制限する。
- (7) 最高保険金の最低保険金に対する倍数を制限する。
- (8) 最低被保険者数を規定する。
- (9) 配偶者の加入を制限する。

#### A-4. (3)

1. 一般に税制の取扱は、事業主が従業員に給与を払った場合、または従業員のために掛金を払った場合に、その時点で給与所得が発生し、従業員に対して所得税が課せられる。

しかし、適格退職年金契約については、その掛金を事業主が払った時点において、各人の受給額は確定しないので、実際に年金の支給を受けるまで、給与所得の課税を繰り延べることにされた。この課税繰延の利益に対して課する法人税を特別法人税という。

現在、特別法人税の税率は100分の1であるが、この算出根拠は、給与所得者の平均上積所得税率（個人住民税を含む）に利子税率7%を乗じて計算されたものである。

2. 退職年金積立金に対する法人税の課税標準は、各事業年度の退職年金積立金の額とされている（法人税法（以下「法」という。）第83条）。そこで退職年金積立金の額の内容が問題となるが、この額は、当該事業年度開始の時ににおける退職年金積立金額を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額とする（法第84条）。この退職年金積立金額の計算は次のとおり定められている。なお、この取扱については、信託会社と生命保険会社とに分けられているが、以下生命保険に係る計算について説明する。

法人税法施行令（以下「令」という。）第158条によれば、適格退職年金積立額は、各年金契約ごとに生命保険会社の当該事業年度開始の時ににおける業法第88条第1項に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金額から次の金額を控除したものとす

る。

「保険料総額のうち従業員負担額から、すでに支払った年金額のうち、従業員負担分を控除した金額」

3. 退職年金積立金に対する法人税額は、各事業年度の退職年金積立金額の100分の1の税率を

乗じて計算する（法第87条）。

4. 法人税の納付義務者は、信託会社または生命保険会社が申告書の提出および納付を行なう。申告書の提出先は、信託会社または生命保険会社の本店の所在地を所轄する税務署長あてであり、申告と同時に、納付しなければならない。その期限は受託機関の各事業年度終了の日から2カ月以内とする。

#### A-4. (4)

告知義務者は、保険契約者および被保険者であって保険金受取人は告知義務者ではない。

告知の相手方は保険者または告知を受ける代理権を有する者である。この点で問題になるのは診査医および募集人の地位である。診査医は通常被保険者を診査し、危険測定に当る者であるが、診査医に対する告知が保険者に対する告知となるか議論となるところであり、一般には学説、判例とも肯定している。募集人は契約の申込の誘引をなすのみであり、申込の受領の権限を持たず、告知受領権をもたないとするのが通説であり、学説、判例とも一致している。しかし、有診査契約については、診査医に告知受領権を認め、診査医の介在しない無診査契約について、直接募集に当る募集人に告知受領権を認めないのは問題がある。

#### B-1.

- (1) 信託受益権担保の貸出についての信託法違反の疑義とは、受託者が自己の管理する信託の受益権の上に、自己の債権に基づく質権を取得することが、債務者の債務不履行の場合、受益権の取得及び質権の実行による信託財産の取得につながる事となるとの考え方から、受託者の信託の利益享受を禁止する第9条、受託者が信託財産を固有財産とし又は信託財産に対し権利を取得することを、やむを得ざる場合かつ裁判所の許可を受けた場合のみに限定する第22条に違反するとの疑義である。

- (2) これに対し、判例は次の様な理論的根拠から、信託法違反ではないとした。

- ① 信託法第9条の趣旨は、受託者自らが事実上の受益者となることを認めれば、自己の財産に対する強制執行や相殺を免れるために信託を設定することも考えられるため、これを禁止したものである。従って、信託受益権に質権を設定することにより、受益権を取得することになっても、「受託者自らが受益者となる」のではなく、上記の趣旨に反しないので、第9条違反にはならない。
- ② 信託受益権に対し質権を取得することは、いわば信託財産に対する給付請求権の上に権

利を取得することであり、第22条の「信託財産につき権利を取得する」こととは明らかに異なる。つまり、信託受益権と信託財産とは異なった観念なのである。(信託財産に対する差押えは信託法第16条により禁じられているが、信託受益権に対する差押えは、信託行為为之を禁止しても逆に無効とされることなども、この間の事情を明瞭に物語るものである。)

- ③ 第9条、第22条、共に究極的には「受益者の受益権を保護せんとする」目的に立つ規定であり、従って受益者自身が質権設定の意思……すなわち受益権の債務への充当を認める、換言すれば自己の受益権を抛棄する意思……を表示した以上、法はこれをしも保護する要はない。
- ④ 受託者が信託受益権に質権を取得することが、法律の規定を潜脱しようとする目的をもった脱法行為(脱法信託)とも認められない。

## B-2.

### (1) 金銭信託以外の金銭の信託

- ① 信託設定の際、受託者に引渡される財産の種類が「金銭」である信託を「金銭の信託」と言い、
- ② 「金銭の信託」のうち、信託目的に従い受益者に交付すべき財産の種類が「金銭」に限定されるものを「金銭信託」と言い、
- ③ 運用の現況のままの財産の種類で交付するものを「金銭信託以外の金銭の信託」(略称「金外信託」と言う。
- ④ 金銭信託と異なり、運用方法について法令上の規制は設けられていない。
- ⑤ 実例としては、「従業員持株信託」が挙げられる。

### (2) 信託管理人

- ① 信託設定時において受益者が不特定又は未存在の場合(例えば、これから生れる子供、年金の受給資格を獲得する人)、受益者の権利を管理し、受益者のために自己の名を以て裁判上、裁判外の行為をなす権限を有する者を信託管理人と言う。
- ② 信託管理人を設置すべき場合にも拘らず、信託契約に信託管理人の定めがないときは、裁判所は利害関係人の請求により又は職権を以てこれを選任することができる。
- ③ 公益信託においては受益者が不特定多数であるから、信託管理人が必要であり、公益信託の監督者である主務官庁が信託管理人を指定する。
- ④ 裁判所は事情により、信託財産中より相当の報酬を信託管理人に与えることができる。

⑤ 信託管理人に関する規定は信託法第8条に在る。

(3) 信託宣言

① 英米の信託法において認められているもので、ある人が自己の財産の一部を「今後、受益者（他人）の利益のために信託財産とする」と宣言し、自分自身の他の財産と区別して管理する制度又はその宣言を言う。

② わが国の信託法第1条では、信託の定義として「財産権の移転その他の処分をなし、他人をして……財産の管理又は処分をなさしむるを言う」と定めており、財産権の移転を伴わず自己が財産の管理処分を行なう上記信託宣言は、これに触れるので認められない。

(4) 元本補填・収益補足の特約

① 信託の実績主義の原則から、受託者の管理失当・信託の本旨違反等がない限り、管理処分の結果は一切受益者に帰属すべきものであるが、「運用方法の特定せざる金銭信託」に限り、例外として元本及び一定限度までの収益の保証を行なうことが法律上認められている。（信託業法第9条）

② この保証契約は信託契約に付随した別個の法律行為……特約……として締結されるが、これによって受託会社はなんら過失がなくても、信託元本に損失を生じた場合はその元本額まで、さらに収益補足の特約の場合は予め約定した収益限度まで、自己の固有財産から補填又は補足をしなければならない。

③ 信託業法の規定からは、特定金銭信託以外……従って指定金銭信託の単独運用、合同運用の双方共……にこの特約は付し得るのであるが、実際には単独運用の金銭信託では、行政指導によりこの特約は行なわれていない。また特約の内容としては、元本の補填のみの場合が殆んどである。収益補足の特約の場合の収益の最高限度は当初年5分5厘と定められたが、昭和11年5月から年3分と改定され今日に到っている。（元本補填の特約の例…合同運用指定金銭信託、貸付信託）

(5) 法定信託

① 信託は通常委託者の設定行為（信託行為）により設定されるが、場合によっては委託者の任意によらず法律の強制により、又は法律が信託当事者の意思を解釈乃至推定することにより発生する信託もある。これを「法定信託」と言う。

② 英米法では法定信託は「構成信託（constructive trust）」と「復帰信託（resulting trust）」の二つに分れている。

ア) 構成信託

ある財産につき権利を有する者について、その財産は他のある者のために有すべきであると認められた場合、その財産の保有者は受益者のために信託受託者として保有しているものとして、法により強制的に信託を成立せしめるもの。

(1) 復帰信託

ある財産が信託譲渡された場合、その財産上に生ずる権利について、当初の信託とは別に、もとの所有者を受益者とする信託が成立すると認められるもの。

③ わが国の法定信託は英米法の如き一般的規定なく、次の二つの場合のみに成立する。

(ア) 信託法第63条 信託終了の場合、信託財産が帰属権利者に移転するまでは、なおその信託は存続するものとみなす。

(イ) 信託法第73条 公益信託終了の際、信託財産の帰属権利者なきとき、主務官庁はその信託の本旨に従い、類似の目的のために信託を継続せしむるを得。

B-3

(1) 法人税法関係……以下において左側に適格年金信託の場合、右側に退職給与引当金制度の場合を対比する。

( 適格年金信託 )

① 損金算入の額

適正な年金数理により算定された期中事業主負担掛金全額(通常掛金+過去勤務債務償却掛金)

② 積立の性格

信託銀行に対する社外積立であり、企業資産の外に積立金が形成される。

③ 積立に関する制限

特に無い。

(ア) 加入者全員について、(受給資格の有無にかかわらず)積立が開始出来る

(イ) 定年給付、終身給付も積立でカバーできる。

( 退職給与引当金制度 )

① 損金算入の額

期中年金支給額+引当金繰入額-引当金取崩額(取崩額については、「支給年金のため引当された額」か「支給年金額」のいずれかを選択できる。)

② 積立の性格

企業内の積立であり、あくまで企業資産の一部である。

③ 積立に関する制限

(a) 引当は確定債務性のものに限定される。

(ア) 受給資格到達(通常勤続20年以上)前は引当を認められない。

(イ) 引当金算定基礎となる「要支給

④ 積立金に関する課税

退職年金積立金に対し年1%の特別法人税が課税される。

(事業主の掛金について全額損金算入するにもかかわらず、従業員への課税は給付時まで繰延べられるので、繰延べ期間の利子相当額としてこの特別法人税が、受託機関を納税義務者として課される。受託機関は積立金の運用収益から支弁するので、実際には積立金に対する課税となる。)

⑤ 要留保額をこえる額の返還

契約締結から5年以内の一定の期間が経過するごとに、(この時期を「再計算期」という。)積立金の額が要留保額をこえる場合、そのこえた額を掛金に充てるか又は事業主に返還しなければならない。(その額について事業主は益金に算入しなければならない。)

額は、「自己都合退職」ベースに限定され、定年退職年金のみの制度では引当はできない。

(ウ) 終身年金では保証期間部分のみが引当の対象となる。(単純終身年金では引当が認められない。)

(b) 引当金の「繰入限度額」が定められている。

退職給与を労働協約で定めている場合は次の(ア)、(イ)の低い方の額、就業規則(労働基準監督署届出済)に定めた場合又は税務署に規定を届出ている場合は(ア)、(イ)、(ウ)のうち、もっとも低い額とされる。

(ア) 期末要支給額の $\frac{1}{2}$  - 前期末引当金残高

(イ) 期末在職使用人の期末要支給額 - 当該使用中前期末から引き続き在職している者の全員が前期末退職したとしたときの要支給額

(ウ) 期末在職使用人に当期中に支給した給与総額 $\times 6\%$

(2) 所得税法関係

① 適格年金信託では、従業員が掛金を負担した場合、生命保険料控除が認められる。(ただし、生命保険料と合算して上限額の適用を受ける。)引当金制度では従業員掛金そのものが無い。

② 支給時の退職従業員に対する課税関係

適格年金信託と退職給与引当金制度とで特に差異は無い。

(ア) 退職年金……………給与所得

(イ) 退職一時金……………退職所得

(ウ) 遺族年金、遺族一時金……所得税は課されないが、相続税の対象となる。

#### B-4.

##### (1) 年金給付

① 給付水準……厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金の報酬比例部分の給付額をこえること。(法132条2項)

具体的には、厚生年金保険の「1月につき $\frac{10}{1000}$ 」に対し、「1月につき $\frac{11.4}{1000}$ (加算部分を他に設けているときは $\frac{10.1}{1000}$ )以上あること。」とされている。

② 給付期間……終身給付であること。(法131条2項)

厚生年金保険が終身であることから、基金においても、厚生年金保険で受給権消滅理由となる事由…すなわち死亡…以外での受給権消滅は認められない。

③ 給付額の算定方式……加入員の標準給与及び加入員であった期間に基いてその額が算定されるものであること。(法132条)

つまり(ア)給与比例、(イ)加入員期間比例で算定されねばならない。これは厚生年金保険の報酬比例部分年金額が

「加入全期間平均標準報酬月額×加入員期間月数× $\frac{10}{1000}$ 」

の算式で算定されるので、その代行である基金の給付についても同様の算定方式が要請されたのである。

④ 支給開始時期……厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金の受給権を取得したときには、基金からも支給を開始せねばならない。(法131条)

認可基準では「脱退者については遅くとも60才を支給開始年令とすること。」とされているが、これも厚生年金保険の支給開始年令が脱退者については男子60才、女子55才(通算老齢年金は60才)とされていることに因るのである。

⑤ 受給資格を充たすための加入員期間……1月をこえる加入員期間を支給要件としてはならない。(認可基準)

厚生年金保険には他の公的年金との通算措置があり、基金制度でも、厚生年金保険、他の公的年金、他の厚生年金基金との通算を行なう(複数基金の通算センターとして基金連合会が設けられている。)関係上、この様に定められている。

##### (2) 掛 金

① 掛金の算定方式……原則として加入員の標準給与に一定率を乗じて算定する方式をとる

こと。(認可基準)

(例外的に定額給付の加算部分について定額の掛金が認められる。)厚生年金保険の掛金が「標準報酬月額×保険料率」により定められることに因る。

② 掛金額……免除保険料額を上回ること。(認可基準)

具体的には「当該基金の加入員が加入員でなかった場合において政府に納付すべき保険料の総額を下回らない様に定めねばならない。」とされており、代行型基金の掛金率としては、免除保険料率(男子  $\frac{26}{1000}$ , 女子  $\frac{22}{1000}$ )を上回る男子  $\frac{27}{1000}$ , 女子  $\frac{23}{1000}$  以上をとる様指導されている。

③ 負担割合

(ア) 加入員は免除保険料の $\frac{1}{2}$ は最低限度負担しなければならない。(基金令34条)

ただし、法139条は事業主・加入員の折半負担原則を表示しながらも、事業主の負担割合を増加させることを認めており(同条2項)現実には免除保険料の $\frac{1}{2}$ を上回る掛金は全額事業主負担とされることが圧倒的に多い。

(イ) 負担割合は原則として全加入員について同一とする様定められている。(認可基準)

厚生年金保険の「一律折半負担」原則に従った定めである。

(3) 加入員の範囲

基金設立時に設立事業所に使用されている厚生年金保険の被保険者は、全員基金の加入員とされる。(法122条)

つまり、厚生年金保険の適用を受ける者はすべて基金の加入員となるのである。

設立事業所に使用されることになった者についても同様である。(法123条)

(4) 基金の解散

① 基金解散の場合、基金の加入員は国に引継がれ、基金の加入員期間に対応する部分についても、国の厚生年金保険の支給を受けることになる。

解散がなければ、厚生年金の加入員期間と基金の加入員期間とで、それぞれの定めによる年金が別々に計算されるのであるが、基金の加入員である間に解散した場合、基金の加入員期間は、厚生年金の加入員期間に含めて一本として計算される。(法44条の2第2項, 46条の5第2項)

② この場合、基金は国に対し最低責任準備金(支給義務を負っている者に対する政令の定めにより算出した責任準備金)を引渡す義務を負う。(法85条の2)

保険業法ならびに同法施行規則に定められている基礎書類は；①定款、②事業方法書、③普通保険約款、④保険料および責任準備金算出方法書、⑤財産利用方法書の五つである。

(1) 定 款

会社の組織と運営に関する基本的な事項を定めたものであり、その記載事項は、商法の規定（166条）による目的、商号、発行株式の総数等のほか、保険業法の規定（株式会社は13条、相互会社は34条）による保険の種類および営業の範囲等である。

(2) 事業方法書

保険会社の保険事業経営に関する方針を規定した書類である。その記載事項は、業法施行規則11条の定めるところにより、事業経営の範囲、支店・出張所等の権限、保険金額および保険期間の制限、保険契約締結の手續き、保険料の収受および保険金の支払等保険事業全般にわたっている。会社は、各保険種目ごとにこの事業方法書にしたがって事業を営むことを要する。

(3) 普通保険約款

保険契約の内容となる標準的な条件を各保険種類ごとに定めたものである。当事者が特にこれによらないことを明示しないかぎり契約当事者双方を拘束するものであり、これにより保険契約が付合契約化される。このため、主として保険契約者等の利益を保護する趣旨のもとに、これが基礎書類の一つとされているのであり、その必要記載事項は業法施行規則12条に定められている。なお、普通保険約款に対する例外を定めた約款、すなわち特別約款または特約条項は、事業方法書記載事項である。保険証券には原則として保険約款の全文を記載し、またはこれを記載した書面を添付することを要する（施行規則16条）。

(4) 保険料および責任準備金算出方法書

保険料および責任準備金の算出方法等を規定した書類で、損害保険会社の場合、その必要記載事項は業法施行規則13条の2の規定により、①予定損害率に関する事項、②予定事業費率に関する事項、③保険料の計算に関する事項、④責任準備金の計算に関する事項、⑤その他保険数理上必要な事項である。これらの事項は、保険契約者等の保護のためにも、保険事業の健全性確保のためにもその適正を期する必要があるため、算出方法書を基礎書類の一つとしているのである。

(5) 財産利用方法書

保険会社の資産の運用方法を規定した書類をいう。保険会社の資産は、保険事業の健全な運営のため、安全性・有利性・多様性・換価性等の諸原則に従って堅実に運用されるべきもので

あるところから、業法施行規則18条ないし23条において資産運用方法の制限、資産運用割合の制限等の規定が設けられており、それらの具体的な細目を定める財産利用方法書の記載事項についても業法施行規則14条に定められている。

これらの基礎書類は、免許主義（実体的監督主義）をとる保険監督行政のもとにおいて、事業免許申請書に添付することを要するものであり（業法1条2項）、同時にまた事業開始後行政当局が保険事業の技術的、継続的な監督を行なう上での重要な準拠書類でもある。これらの基礎書類に関し保険会社に違反行為があれば、主務大臣は役員解任もしくは事業の停止を命じ、または事業の免許を取り消すことができる（業法12条）。

基礎書類の変更は主務大臣の認可を受けることを要し（業法10条1項）、主務大臣は必要ありと認めるときはその変更を命ずることができる（同10条2項）。その変更の効力は将来に向かって生ずるのが原則であるが、主務大臣が保険契約者等の利益を保護するため必要ありと認めるときは、既存保険契約についてもその効力を及ぼすことができる（同10条3項）。

## C-2

(3)が正しいと考える。

〔理由〕

責任保険は、一定の事実の発生により、被保険者が第三者に対して一定の給付をなすべき責任を負担することによって被る財産上の損害をてん補する保険である。したがって、設問(1)にいう「約定した事実（損害事故）の発生」は、それだけで当然に被保険者に責任を生じしめるものでなく、まして保険者に責任を生じしめるものではない。

また、(4)のように賠償義務の履行を保険事故と考えることは、ある種の法律・約款等で、責任を負担したことが不明確な場合があるところから、これを確認するため要件としている例があるが、そのような法律・約款・特約がないときには妥当でないと考えられる。そのように考えるときは、被害者の直接請求権（商法667条）は成立しないこととなる。

(2)の考え方は、第三者が被保険者に対し請求訴訟を提起し、その結果、被保険者に給付義務ありとする判決が出た場合に、それをてん補するのが責任保険であるとする説、すなわち責任の発生を保険事故とするものである。この考え方によれば、この応訴費用は、被保険者が敗訴すれば損害防止費用としててん補されうるが、勝訴した場合は被保険者は責任を負わないのであるから、保険者はこれをてん補する責に任じないし、保険事故も発生しなかったわけであるから損害防止費用もてん補されないこととなる。しかしながら、実際上は勝訴の場合の訴訟費用も賠償事故解

決のための必要費用であり、それが担保されないことは責任保険の効用を著しく減殺することとなり需要にそぐわない。

これに対し、(3)の考え方をとるならば、被保険者が実際は成立しない請求権を主張され、勝訴となった場合でも、その訴訟費用は被保険者が請求を受けた結果にほかならないから、保険者は当然にこれをてん補しなければならないという法理論が解明されることになる。すなわち、責任保険は第三者からの請求権の主張の不利益となる結果に対して保護を与えるものであって、請求権が真に生じたか否かは問わないとする説、いいかえれば、被保険者は正当に成立した請求権に対して保護を求めるのではなく、主張せられる請求権の結果に対して保護を求めるのであるから、被保険者が請求を受けることが保険事故であるという理論である。

わが国の賠償責任保険約款は、基本的には(2)を通説と認めながら、実際上の必要から生じた付加担保として訴訟費用を勝訴、敗訴のいかんにかかわらず担保することとしているのであるが、賠償責任がなくても被保険者が損害を被る場合（勝訴したが原告が無資力で費用の回収ができなかった場合等）、あるいは賠償責任があっても損害を被らない場合（被害者が賠償請求をしなかった場合等）がある事実は、(3)の理論の正当性を示すものと考えられる。

### C-3

損害保険会社が損害保険事業以外の事業を営むことに関しては、保険業法上、①兼業の制限（業法5条1項）、②生・損保兼営の禁止（業法7条）および③常務役員の専業主義（業法6条）の三つの規定がある。

#### (1) 兼業の制限

保険会社は他の事業を営むことができない（業法5条1項本文）。これは、保険事業の公共性にかんがみ、保険会社が他の事業を営むことによって保険事業自体の業務の基礎を動揺せしめ、ひいては多数の契約者・被保険者等の利益を害することを防止する趣旨と解される。

ここで兼営を禁止されている「他の事業」とは、保険事業およびその付随業務として認められない事業をさすものと見られ、その具体的な範囲は当該事業と保険事業との関連性や当該事業の収支が保険事業に及ぼす影響の程度等を勘案して、実質的に判断すべきものと考えられる。

この兼業禁止の例外として、損害保険会社は、主務大臣の認可を受けて、他の損害保険会社（本邦での事業免許を受けた外国保険会社を含む）のためにその損害保険事業に属する取引の代理または媒介を行なう業務を営むことができる（業法5条1項但書）。

#### (2) 兼営の禁止

保険会社は、生命保険事業と損害保険事業を兼営することができない(業法7条本文)。生命保険の兼営が禁止されているのは、①担保危険の性質から見て、生命保険では危険の発生が統計的に比較的正確に把握できるのに対し、損害保険では異常な大損害の発生するおそれが多い点で本質的に異なり、また②生命保険契約と損害保険契約とは契約の期間に長短の差異があるなど、同じく保険事業とはいえそれぞれ業態を異にし、数理的基礎も収支の状況も相違しているため、相互の影響、ひいては保険契約者への不利益等を防止する趣旨と解される。

しかしながら、保険業法には生命保険事業および損害保険事業の定義はなく、その分類については、それぞれ商法673条(生命保険契約)および商法629条(損害保険契約)の定義に基づいて判断せざるをえない。そこで問題となるのは傷害保険である。傷害保険はその保険事故が身体の傷害であり人の生死ではないから、人保険ではあるが生命保険とは異なるし、事故が発生したとき損害をてん補するのではなく一定の約定金額を保険金として支払う点では、通常の損害保険とも異なっている。保険行政上、実際の取扱としては、損害保険会社は明治40年代から単独商品としての傷害保険事業を行っており、生命保険会社は生命保険契約に付帯する特約として傷害保険事業を行なっているのが現状である。

### (3) 常務役員の専業主義

保険会社の常務に従事する取締役、監査役または支配人が他の会社の常務に従事しようとするときは、主務大臣の認可を受けることを要する(業法6条)。これは、保険事業について他業の兼営を禁止していることに対応し、保険会社の常務に従事する役員につき、専念して保険事業の経営に当たるべき旨を規定したものである。「他の会社の常務」に従事するか否かはその会社における地位等の実態を考慮して判断される。なお、保険会社の役員または従業員が競争関係にある他の保険会社の役員の地位を兼ねることは、競争を実質的に制限する行為として私的独占禁止法の規定により禁止されている(独禁法13条)。

## C-4

「損害保険料率算出団体に関する法律」は、米国の料率算出団体法の構想にない昭和23年に制定せられた法律である。損害保険においては、危険の不確定性、損害発生原因の複雑性等により、保険料率を合理的かつ適正に決定し遵守するうえで保険業者の共同行為が必要とされるところから、保険事業者がこの法律により行なう行為にかぎり、独禁法および事業者団体法の適用除外とされている(独禁法1条)。しかしながら、この料率算出団体法は、料率協定行為の保障という点から見れば不完全、不十分なものであり、次の三つの点で料率競争の余地が残されてい

る。

(1) 料率算出団体の設立の自由

2以上の会社は、大蔵大臣の認可を受けて、損害保険料率算出団体を設立することができる（料率算出団体法3条1項）。したがって、法律上は算定会は同一保険種目について常に一つである必要はない。別個の算定会を設立して保険料率を算定し、大蔵大臣の認可を得て料率上の競争を行なう余地が存在するといえる。

(2) 料率算出団体への加入・脱退の自由

損害保険料率算出団体が一つであっても、料率団体への加入・脱退は自由であり（料率算出団体法6条、7条）、アウトサイダーになって、保険業法10条1項に基づき主務大臣より保険料率の認可を得れば、料率上の競争を行なうことが可能である。

(3) 特別保険料率の制度

算定会の会員会社は、料率算出団体法10条の7により算定会が大蔵大臣の認可を受けた料率を遵守する義務があるにもかかわらず、自己の行なう保険事業の事業費率その他保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、所属算定会が大蔵大臣の認可を受けた料率に対し、一定割合の引上げまたは引下げを行なった特別保険料率を使用することができる（料率算出団体法10条の8第1項）。これは、米国のいわゆるデビエーション（deviation）の規定であり、實際上問題となるのは、「一定割合の引下げ」である。事業費率が低く料率水準を引き下げることが自社にとって「妥当」であることを立証し、当該特別保険料率について大蔵大臣の認可を得たならば（料率算出団体法10条の8第2項）、これにより料率上の競争を行なうことが可能となる。

以上は、損害保険料率算出団体法上の仕組みとして料率競争の余地を残している三つの基本的な点であるが、その適切な運用に関しては、保険契約者の利益の保護と損害保険事業の健全な発展の両面から、種々の条件の検討と慎重な配慮が必要とされることはいうまでもない。